



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2020年6月8日号

電話等による診療でも初・再診料の加算の算定が可能 ~臨時的取り扱い

《背景》厚生労働省の事務連絡で、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いが追加され、電話等を用いた診療において算定する初診料と再診料について、加算の算定も可能である旨が示された。

《解説》電話等による診療でも算定が可能とされた初診料または再診料(電話等再診料)の加算は、①6歳未満の患者が対象の乳幼児加算(初診75点、再診38点)、②時間外・休日・深夜の加算、③小児科を標榜する医療機関に対する夜間等の乳幼児に係る加算、④夜間・早朝等加算一です。それぞれ要件を満たせば算定できるとされました。また、再診料の明細書発行体制等加算も算定が可能です。

◎診療等の時限・特例的な取り扱いと診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要

医療機関

処方箋情報を、患者が希望する薬局に送付(患者が電話等での服薬指導を希望する場合、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載)

● 初診料・再診料(時間外等の加算を含む)、処方箋料などの算定が可能

薬局

※初診の患者には麻薬、向精神薬の処方不可。また、過去の診療録や診療情報提供書などから患者の基礎疾患の情報を把握できない場合は、処方日数の上限を7日間とし、ハイリスク薬も処方できない(その後の再診を電話等で行う場合も同様)。

● 初診料、再診料に加算可能な点数の概要(項目抜粋)

加算(併算定は不可)		初診料・再診料	初診料 214点	再診料 73点
時間外	【標準は概ね、深夜を除く午前8時前と午後6時以降(土曜日は正午以降)および休日以外の休診日】	乳幼児以外の場合	85点	65点
休日	【対象は日曜日、国民の祝日、年末・年始】		250点	190点
深夜	【午後10時～午前6時】		480点	420点
夜間・早朝等加算(注)			50点	50点

(注) 午前8時前や午後6時以降の時間帯等も通常の診療時間に入っている診療所が対象。1週間当たりの表示診療時間などの施設基準があるが、満たしていればよく、届出不要。

患者

● 初診(受診歴がない場合を含む)、再診

患者の求めに応じ、電話や情報通信機器を用いて診療を実施。薬剤は配送等で授与。

※「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その20)」(令和2年6月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡)等に基づき医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867